## 大阪市告示第1347号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横 山 英 幸

## 1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール	令和7年10月21日(火)	午前10時から
水泳場	令和7年10月28日(火)	午後1時まで

## 2 供用時間の変更

施設名	年月	日	供用時間
	令和7年10月1日	(水) から	
	同月3日	(金) まで	
	令和7年10月6日	(月)	
	令和7年10月8日	(水) から	
大阪市立	同月10日	(金) まで	
旭屋内プール	令和7年10月13日	(月)	午前9時から
水泳場	令和7年10月15日	(水) から	午後9時30分まで
トレーニング場	同月17日	(金) まで	
	令和7年10月20日	(月)	
	令和7年10月22日	(水) から	
	同月24日	(金) まで	
	令和7年10月27日	(月)	

令和7年10月29日(水)から

同月31日 (金) まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)